

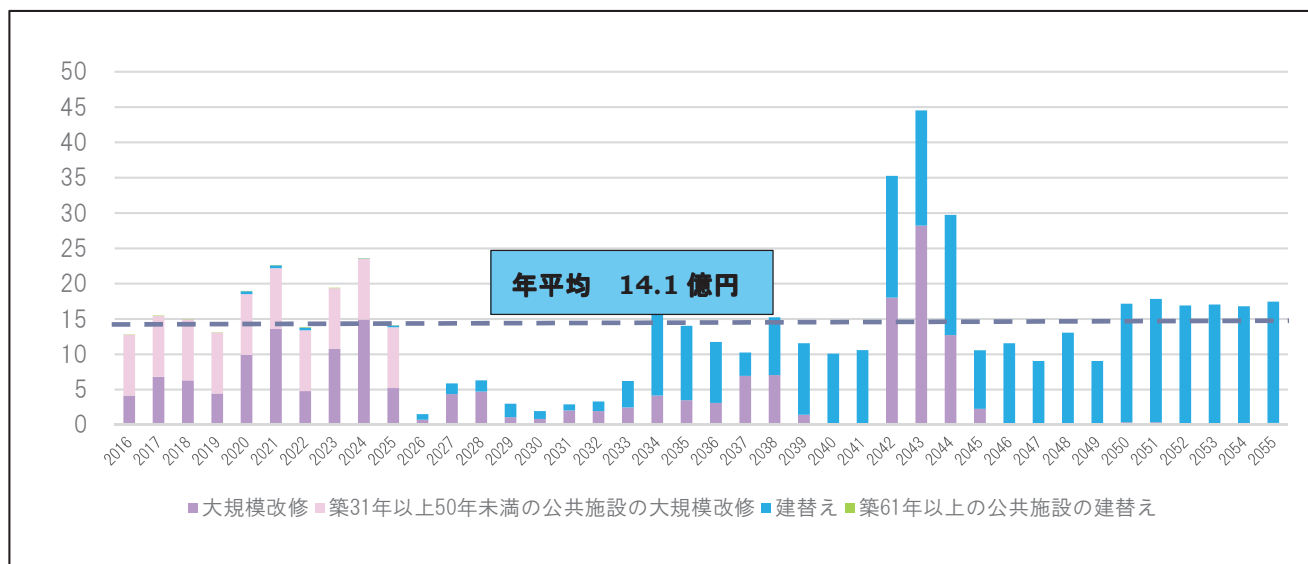
## 第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

### 第1節 計画期間

本計画の計画期間は、人口推計等を踏まえるとともに、公共施設等の整備・改修・更新等が中長期に及ぶことを考慮して、2056年度（平成68年度）までの概ね40年間を計画期間とします。

（再掲）将来の更新費用の推計（「公共施設等更新費用試算ソフト」より出力）

|             |       |               |       |            |       |              |      |
|-------------|-------|---------------|-------|------------|-------|--------------|------|
| 建替え<br>(億円) | 274.0 | 大規模改修<br>(億円) | 291.3 | 合計<br>(億円) | 565.3 | 年平均額<br>(億円) | 14.1 |
|-------------|-------|---------------|-------|------------|-------|--------------|------|



### 第2節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、全庁的な取組体制を構築し、組織の横断的な統括が必要となります。

そのため、公共施設等マネジメントを担当する組織が中心となり、施設ごとの管理者に対し必要な維持管理、修繕などに関する研修を実施するなど、総合的かつ計画的な管理の実現に努めます。

また、施設の老朽化の状況や修繕・更新履歴を整理し、中長期保全計画として取りまとめ、必要となる維持改修工事の計画的かつ効率的な実施に向けて、公共施設等を一元的に管理する組織の設置を検討するなどの取り組みを進めていきます。